

## 【身体障害者手帳の詳細】（令和6年3月1日時点）

### ■対象者

対象となる障害は、次のものです。

- ①視覚障害
- ②聴覚または平衡機能の障害
- ③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害
- ④肢体不自由
- ⑤心臓、じん臓または呼吸器の機能障害
- ⑥膀胱又は直腸の機能の障害
- ⑪小腸の機能の障害
- ⑫ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑬肝臓の機能障害

### ■身体障害者障害等級

身体障害者福祉法別表によって定められていて、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により1級から7級までとなります。ただし、7級については、障害が一つのみでは手帳の対象にはなっていません。

### ■申請方法

手帳交付を受けるには、申請書に診断書等必要書類を添えて、お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口（区市の福祉事務所、町村の身体障害者福祉担当課）へ申請します。

### ■申請時期

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当したとき

身体障害者手帳は、その障害が永続することを前提とされた制度のため、障害の原因となる疾病を発病して間もない時期など、障害が永続しないと考えられる場合（疾病の治療に伴って一時的な人工肛門を造設する）等は、認定の対象とならないこともあります。

■よくある質問（Q&A）

Q1：身体障害者手帳を持っていますが、日常生活を送るための用具などの給付や貸与はありますか？

A1：在宅の障害者が日常生活を容易に過ごすために、市区町村から日常生活用具を給付される場合があります。例えば、がんなどの手術により、ストーマを造設し、障害者手帳を申請することで、ストーマ用装具などの給付等を受けることができます。

詳しくは、お住いの市区町村の窓口に確認してください。

参考：厚生労働省ホームページ

東京都福祉局ホームページ

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shinshou\\_techou/techonituite.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shinshou_techou/techonituite.html)